

カ所の集会所というふうなお話だったんですけれども、可能性があるということと、町のメリット、住民のメリットというのが指定管理者制度の中でどういうふうに位置づけられているのかなというふうに思うと、今までどおりだったら何も指定管理者制度の枠の中で集会所を運営してもらわなくともいいんじゃないかというふうな思いはしているんですね。

もう一つ、二つ目の質問なんですけれども、果たして課長の説明のように負担が少なくなる可能性があるというふうなこと、または負担が少なくなる可能性もあるけれども多くなる可能性も秘めているかもしれないわけですね、その協定の中で。そうすると、住民の方々へ区長さんだけの説明だけでいいのか、または、区長さんが代表で契約を結べば当然その地区住民の方々も運命共同体になっていくわけですから、その辺の八つの行政区の区長さん方または住民の方々への指定管理者制度に対する説明というものに対してどのように行っていくものかなというふうに思うんですけれども、よろしくお願いします。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） 理解の仕方によりますけれども、経費負担的なものが少なくなるかもしれないし多くなるかもしれない、逆の場合もあるんじゃないかと。多くなることはないんですよ。というのは、大きい事業については従来どおり町がやるわけですから。小さい部分でやっていた部分が、従来ですと集落の中で各自決めていたんですね。管理……、法事で使った場合とか老人クラブで使ったときは免除で、婦人会は免除だと。ところが、油代は、電気代は、水道代はと。それは部落の中での決め事。ただ、本来であれば町が決めておかなければならないことなんです。それを決めることは、集落内の総会なりあるいは役員会の中で決めていって、特定の金額を利用料金として、管理運営のための利用料金として決めていって、それを集落の中で自由に使っていいんですよ。ただし、集めたもの、使ったものに対する事業報告は、先ほど及川議員からあったような事業報告の中で明確に出してくださいと。ただ、使用料となれば、徴収となれば、町の使用料の料金規定の中で条例化しなければならないですから、そういうのはしなくても地域の中の裁量権の中に任せますよという部分です。そのように理解してください。

それから、区長が代表契約でということですが、八つの集落の区長さん、それから船形山荘の代表者に集まっていたきまして、説明会終わっております。それで、今この条例を提案する前に集まっていたきまして、現在かかっている経費的なもの、実際に集落としてどれくらいの維持管理費がかかっているものか、そういものの収支予算、それから集落の事業内容、それを提出してもらいまして精査しております。

それで、区長さんたちにはいろいろ説明したんですが、今議員からお話あったように、どこが得するのかとか、どこが損するのかと忌憚のない話でしたから、私たちの方でも役場の規則なり条例なり難しいことを云々といっても理解の行き届かない部分が出てきますので、忌憚のない話し合いをした中で、指定管理者として受けた方がいいんだよという区長さんたちがほとんどでしたので、この条例の一部改正が議決いただければ4月からはそういう対応で、管理者制度で対応するという考えではあります。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。もう一回。納得したんじゃないの。15番。

15番（工藤清悦君） 町長にお伺いしますけれども、先般の9月定例議会で、3名、4名ほど先輩議員の方も含めて指定管理者制度についての町長の今後の対応といたしますか、方策をお伺いしたわけですが、実際、指定管理者制度については、町長答弁でもあるように地方自治法が改正になってなかなか目新しい変わった……、変わったというよりも変化という意味です、制度的に変わった法律だというふうなことで、なかなか今までその対応も合併もあってし切れてこなかったと。住民の方々にとっては、やはり集会所の利便性とかそういうものが変わらなければ、指定管理者制度であっても町との委託契約であってもそれはどうでもいいという……、どうでもいいというよりも変わらないんだというような認識があると思うんですけれども、今後大きな施設といたしますか、町民が直接利用する、またはそこで会議をするというようなところも、今後18年に向けて検討していくというような課長の話でもありますし、指定管理者制度について今回、今後とも町民に対してやはり情報といたしますかそういうものをきっちり入れていながら、町民の方々が担う分とあと町で施設を指定管理者に出す部分との共通理解を持っていかなければいけないと思いますので、その辺についての今後の方策といたしますか、時あるごとにこういう方向で行っているというような啓蒙の活動の仕方について町長にお伺いをしたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 前段の御質問でもお答え申し上げますように、いわゆる今までは直営なり委託なりで、どちらかというところ公共団体支配によっていろんな公の施設と言われるものは運営をまわっていました。今回この制度が誕生したというものには、民間のノウハウですね、そういうもの、住民レベルに立った利活用をされるようにということと、やはり民間の経営理念なども導入をすることによっていわゆる経費的に安上がりになる部分と、もっと親方日の丸的な、言葉は悪いかもしれませんが、そういうことでなくて、いわゆる企業経営管理理念を導入した施設管理ができるのではないかとその趣旨からこういう制度が出てきたんだろうとい

うふうに思います。

また、及川議員からの御質問にもありましたように、公の施設、大変広い範囲の公の施設があるわけでありますから、例えば保育所のようなところとか図書館のようなところまでこの指定管理者制度を適用させるということになれば、経費的にも随分、いわゆる公務員を張りつけるということだけでなく民間の社員が管理するということになれば、経費的にも非常に安上がりになる可能性も十分に秘めているということでありますが、反面、マイナス面も非常に出てくることも予測されるわけでありますから、今回加美町が考えておりますのは、集会所程度をまず17年4月からというのは、集会所で住民の皆さんがこれまで使用していた形とそう変わりがない利用形態で利用していただいて、そして指定管理者制度というのはこういうものだということを理解をしていただきながら、その次の段階、いわゆる第三セクターが考えられるわけでありますけれども、そういうところに指定管理者制度を導入するという方向の方がいいのではないかと私は思っております。

議会で議論していただいておりますように、住民の方々すべてに理解をいただくというのはなかなか至難のわざだと思っております。この制度を導入して理解をしていただきながら徐々に浸透を図っていくということが、そんなに困難がなくこの制度を導入できる手段ではないのかと思っております。

集会所をなぜ始めたかということは、今まで何となく二重構造的な管理運営だったと思っております、総務課長がお答えしたように。これを指定管理者制度にすることによって、管理者に少なからず管理運営の権限が移っていくわけでありますから、非常に住民の皆さんの利用も便利になるだろうと思っております。ただ、その管理する方々の裁量によって、非常に権限が出てくる場合と権限を振りかざす場合も出てくる可能性もあります。そういうことについては、やはり町は少なからず指導、協力をお願いするような体制もとっていかなくてはならないだろうと、そんなふうに考えております。

議長（米木正二君） 28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） この条例を見ましたときに、私からしますと不勉強のために加美町集会所条例の一部ということで、ただいま町長の説明で79行政区のうち8カ所、今感じますと、恐らく公の施設を集会所に使用した形がこのようになっているんじゃないか。私たち小野田地区の自分の部落を見ますと、やはり月 2,400円の維持管理費を 150戸が皆負担しまして、畳の表がえから補修、全部やっているわけでございます。そして、これが町有の施設であるがゆえにこういうふうに指定管理者を設ける、そして行政区の区長がこれに当たる。それは大変結構だ

と思いますけれども、これがやがて修理、そして建てかえという場面も来ると思うんですけれども、どういう場所が、この8カ所どういう経路で集会所になっているものか。それから、これからの将来の見通しなぞ聞かせていただきたいと思います。やはり町民の平等性というときには、各地区で集会所を運営していくのが本当じゃないかな。そして、町の方でも、うちの方では全部補助事業で各地区で負担して集会所を建てたものですから質問してみます。よろしくをお願いします。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） 8カ所を町長申し上げましたけれども、ほとんど中新田が、ほとんどというよりも中新田が1カ所ですか、上狼塚集会所。それから、あとの7カ所につきましては宮崎地区なんです。小野田は1カ所も、議員御発言のとおり、ないんです。

それで何でなっているのやということですが、その町町の地区に対する、あるいは集落的なものに対する集会所あるいは福祉施設、研修施設等々のあり方によって取り組んできた経緯が違うと思います。

それで、宮崎の方についてはよくはわかりませんが、中新田の上狼塚については、土地は個人から借りておりました。それから建物は、広原小学校が火災に遭ったときに残った部分の体育館を持ってきて集会所にした経緯があるということでした。それで、立ち退きの要求がありました、上狼塚集会所。それで買収するというので、地区で、集落で買収するというので話したんですが、地権者が、集落でなくて町で買ってください、町だったら収用法だのなんかで対象になりますから、できれば町に買ってもらいたいというような話があったそうです。その中で集落では検討して、集落から町では金をもらって、土地代、それから建物の部分と、それを寄附を受けた形になりました。それでここに町管理の集会所というのが発生した経緯でございます。

宮崎については……。今、収入役から教えてもらったわけですが、寒風沢というんですか、北川内、これについては学校跡だそうです。それから、桜町も分校の跡ということなんです。それから、小泉が農繁託児所という施設を払い下げるような形で集会所として、払い下げというか、集会所に利用を変えていったと。それから、麓、柳沢、鳥嶋、これについては、林業関係の補助事業を導入して町が立ち上げたものに対して集会所として使用してもらっているというようなことであります。よろしいですか。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。25番新田博志君。

25番（新田博志君） 今の質問とも関連するんですが、例えば旧中新田の中でもちよっ

と不公平感があったんですが、例えば、これは私の勘違いから始まって、実は今回この指定管理者制度でもっと平等になるのかなと思ったんですが、例えば自分の部落で集会所を建てたところは保険代も自分の部落で出していますよね。今、28番議員の質問とダブるんですが。それで結局、今の林業何とかセンターですね、あとそれから老人憩いの家ですか、何かそういう名目で建てた建物に関しては町での管理ですから、保険代も町で全部払っていると。そういうことに対する不公平感がやはりいろいろありまして、そういう話は前から聞いているんです。ですから、今度の制度の中で一部そういう部分も改善されるのかなという全くの勘違いだったとは思いますが、この際、どういう形かでもっと公平感を保てるようなことというのは施策がなされないものかと思いましたので、その辺の考え方を町長にお聞きしたいと思います。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） 町長ということですが、先に私から答弁した後で町長が足りない部分について説明すると思いますので、御了承ください。

それで、議員御発言のとおりです。ただ、旧中新田につきましては、集落的なものです、全部町で出している部分が集会所に使っている部分は少ないです。というのは、補助事業を導入しながら集会所として必要であると集落から提起された段階で、できれば地元負担を少なくする、軽くしてやるということいろいろな事業を模索した中で、たまたまどうい事業があるというようなことでそれを導入しています。ただし、250万円上限の補助という建築に対する基準がありましたので、250万円です。それから、仮に1,000万円ですと750万円マイナス、足りなくなりますから、その分については補助事業を導入します。補助事業を導入して500万円ですと750万円ですね。そうすると250万円足りませんから、その250万円は地域で事業参加というような形で町の事業に負担、地元負担というような形で出しています。

ですから、補助事業ですからどうしても自己負担を伴って、保険あるいはいろいろなものやっていく中では町管理という形になりまして、保険等については町が維持管理するんですよ。ただし、それらの小さい部分の管理運営については、委託管理契約を結んでおりますから、何回も言いますが、小さい部分については集落の中で利用料金あるいは承認料金と申しますが、町が承認している部分の料金の中で整理してもらっていました。

ですから、自己負担は必ずあるわけです。町では余計な金を出しているわけではないんです。250万円なら250万円以上は出していませんから。ただし、いろいろな設計なり管理なりそういう部分に担当する建設課の技術的な部分、あるいは農林サイドでしたら農林課の職員が補助申請をして地域のために動いたという部分は出てきますけれども、丸々地域でやった部分

に対してとの差別的なものはないと思っております。

議長（米木正二君） 25番。

25番（新田博志君） 建設の経緯とかいうのはわかるんです、もちろん。わかって、どういう形でやったかというのもわかりますし、もちろん上狼塚のときには私もずっと話を聞いていましたから、地元でも相当金集めて建てたとかと、そこまでの話じゃないんです。

今言っているのは、もう建てたときの話じゃなくてその後の管理のときの話なんですよ。管理に関して多分、要するに保険代、のほかには何あるか私よくわかりませんが、とかなんかでちょっと不公平感があるみたいなんです。もちろん片方は町の建物であるし、自分の部落で建てたものは自分の部落の建物であるから、それはわかるんですけれども、この際何ていうんですかね、施策としてその不公平感をなくすような施策はないものかとか、そういうことを考えないものかということを探したので実は総務課長じゃなくて町長に聞いたわけです。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） 要は、建てた経緯を説明したのは、部落のものになれば問題はないんです。ただ、補助事業を導入して町の所有ですから、名義上はすべて。ですから、町が保険を掛けるのは当たり前であって、地域に掛けるということはないんです。ただ、地域でも使っていく関係上、集会所として使っていく関係上、地元負担の負担金は徴収していますよということですから。だから、丸々補助金を取らなければ結局町でも関与していきませんから。町有でございませぬから、集落のもんですから。集落とはいうものの、30世帯あれば30世帯個人ですからね。だから、それはそれでいいんじゃないですか。やはり町は補助事業としてその目的に合った事業を立ち上げる、その中でコミュニティーとして集落で使うために自己負担もしてくださいと。だから、自己負担として負担させて、建物全体は町のものだから町で保険掛けるのは当たり前だと思いますから、不公平ではないと私は判断します。

議長（米木正二君） 25番。

25番（新田博志君） 何か町長に聞いているのに町長答えないうちに3回目になってしまうのもちょっとむっとくるんですが。

だから私、課長にそこを言っているんじゃないんです。建物の建てたときの経緯とかそういうことを言っているじゃなくて、もちろん管理に関しても、それはわかりますよ、町の建物だから町で保険掛けるのはわかりますけれども、ただ、片方はそのときの経緯かなんかで結局自分の部落で建てざるを得なかったところもあるわけですね、もちろん。そういう補助事業じゃなくて建てなければならなかったところもあるわけですよ。そういうところと補助事業で建

てたところの不公平感が今あるという話をしているわけです、聞きますので。そのためにそれを平均化するような施策というのを町長は考えないのかなということなので、今度は課長はいいですから、町長が答えてください。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） そういう保険料等々の……、持ち物に対して保険料を支払うとかなんかというのは当然のことですから、そういう不公平感があるとすれば、今回の指定管理者制度で移管をしていった場合には、町が払っている例えば保険料等々については集落から負担をしていただいて公平感を増すようにしたいと思います。

議長（米木正二君） 37番及川六郎君。

37番（及川六郎君） 37番、指名されましたので質問したいと思います。

今のさまざまな議論との関係でありますけれども、先ほど課長の方で実にわかりやすく、電気球は地元で負担しろと。これは非常にわかりやすいわけですが、もう少し正確に説明して答弁していただきたいというのが、いわゆる公平・公正にやるというふうな問題で、この指定管理者制度の中では、小規模改修、修繕、そういうのは指定管理者が行って、大規模改修、建てかえ等は設置者である当該地方公共団体、町が実施するというところで、基本的に地方公共団体、町に施設整備の責任があるというふうになっているんですよ。その辺はきちっと説明した方が議会の場合はよりわかりやすいのではないかと。

住民は、例えばそういう建てかえしてもらいたいとか大規模改修の場合は請願・陳情という手だてがあるわけですから、その辺の説明をやはりしていただきたいというふうに先ほどから感じていたわけなんですけれども、指定管理者制度の中にはそういう位置づけがあるということで、町長が手挙げていますから町長説明してください、答弁してください。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） ですから、具体的に3月に契約をするときにその協定の内容をきちっと整理をして議会に説明を申し上げる、先ほどから申し上げているとおりでありますから何ら不思議はないというふうに思います。今回はこの条例の改正でありますから、その議論をお願いをしたいということでもあります。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号加美町集会所条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号加美町集会所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第96号 加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例について

議長（米木正二君） 日程第5、議案第96号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第96号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、指定管理者制度の発足に伴い、同制度の対象施設となる加美町老人憩いの家設置条例について所要の改正を行うもので、その内容は、指定管理者による管理を規定し条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

なお、本条例に規定されている老人憩いの家は、中新田地区の田川、白子田、下多田川、菜切谷の4カ所となります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。42番伊藤 淳君。

42番（伊藤 淳君） 先ほどの集会所条例の蒸し返しになるような感じになるかもしれませんが、実は加美町の老人憩いの家というのは、具体的には中新田地区の白子田と田川ですか、あとほかにあるのかな。4カ所ですか。老人憩いの家という名称で、要するに地域の集会所施設をということで新しく建てたという経緯がありますが、老人憩いの家にしろ集会所にしろ、地域の人たちが集って会議をしたりもろもろにしたりというその使用目的は一緒だと思うんですね。たまたま一つの例を挙げますと、旧中新田に西町前田地区に前田会館という集会所があります。あれもやはり補助事業なりなんんりの関係でできた一つの建物であると思うんですけども、要は、目的はなりわいこそ違え人が集って会議をしたり集まってする場所だという使用はみんな一緒だと思うんです。それを、さっきほかの議員もおっしゃっているんですけ

れども、使う目的一緒だったならばなりわいこそ違いみんな一緒に平等にするべきだと。そういう意見ではないかなと私は考えてとっていたんですが、ちなみに、一つの例を挙げて総務課長にお聞きをするんですが、前田の場合はあれは特殊なケースですよ。特殊というか、住宅を建てて、その住宅の一集落というか会館でもって使ったのを行政区がそれを使わせていただいているという実態。だから、その管理はあとどうなっているかと。そこをちょっと教えていただけますか。

議長（米木正二君） ちょっと待ってください。今、老人憩いの家の条例なので……

42番（伊藤 淳君） 条例をすることは、また議題によってあるかもしれないけれども、関係あると思うんです。要は、全部これは条例化して結構ですという賛成の意見に基づいてですけどもね、その考え方の中に、一番最初に持っていけば、要するに加美町の指定管理者の云々ということで全部かかわってくる問題だと思うんですよ。私が聞いているのは、その細目の細かいことちょっと聞いて突っ込んでいるような形にとられてしまうと困るんだけど、実際そのなりわいをきちっとして皆さん把握してないと、えらい大きな国のどうのこうのって、例えばですよ、例えばここの議場をですよ、指定管理者制度のじゃあ民間に貸すからといってここをどこかの会社に貸したとしますわね。そうすると、これは管理者の株式会社がどうのこうのって使って、そして議場も、そういうことも考えられないと思うんですよ。だから、そこら辺のところをどうかということをお聞きしておきたいんです。

議長（米木正二君） わかりました。総務課長。

総務課長（森田善孝君） お答えします。

御質問にありました前田住宅の集会所、これは住宅地内の人たちの住宅の集合場所、集会所です。そのほかにホープ住宅もございます。ただ、前田でしたら、新町、西町絡みますけれども、とりあえず西町の地区には集会所がございませんのでそれを集会所として併用して使ってもらっていると。ホープでしたら、ホープで並柳行政区の集会所として併用して使ってもらっています。

それで管理形態はといいますと、管理形態は町民課の住宅管理費の中で維持管理はやっております。ですから、今度の指定管理者の中では、先ほど及川議員からあったように、住宅なり公園なり保育所なりそういうものはということでしたが、それらについては今回はまだ検討しておりませんので、振興公社等まで終わりましたら逐次役場の形態を見ながら対応していくと思いますから、そのときに改めて議題として検討した結果をお願いするような形になるものと思います。

議長（米木正二君） 42番。

42番（伊藤 淳君） だから、平成18年の3月の議会まで町当局はきちっとそれを整理をして、それで議会にかけますと。それできちっと条例として認めてくださいという前段階の話を私しているわけですから、きちっとそういうようなことを把握していないと、この条例だって「何だ一体、こいつ」という話になってくると思うんですよ。ですからお聞きしたわけで。わかりました。ありがとうございました。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号加美町老人憩いの家条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第97号 加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例について

議長（米木正二君） 日程第6、議案第97号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第97号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、地方自治法改正による指定管理者制度の発足に伴い、同制度の対象施設となる加美町産業活性化研修施設の設置条例について所要の改正を行うものであります。

その内容は、指定管理者による管理を規定し条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

なお、本条例に規定される産業活性化研修施設は、中新田地区の下新田下、上多田川上、下新田上、下狼塚、四日市場宿の5カ所となります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） 前の方から聞きますと、中新田地区はすべてこういう場所を集会所として使用しているものでしょうか。何かそうしますと、やはり合併した平等性からも、こういうのではやはり町費の三位一体のときに一番先に手をつけるべき問題じゃないかなと私思いました。全部集会所だとすれば、やはり今すぐできなくともそういうふうに、小野田地区においては全地区自分たちで集会所の維持管理費すべて支払っているものですから、やはりこういう点について町長のお考えをお願いします。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） そのことについては、先ほど答弁申し上げましたように可能であればといたしますか、これからいろいろ協議をしながら基本的な部分の使用料といたしますか、保険料といたしますか、そういうものについては逆に新たにちょうだいをするようになる可能性があります。ただ、及川議員の質問のように、修理とか管理の形態については個々契約をする際に契約条項に盛り込んできちっと明示をしたいということでございます。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号加美町産業活性化研修施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第98号 加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設条例の一部を改正する条例について

議長（米木正二君） 日程第7、議案第98号加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第98号加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、船形山荘の管理運営や高齢者の健康づくりを支援する加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設について、前議案同様、地方自治法改正による指定管理者制度の発足に伴い同制度の対象施設となることから所要の改正を行うものであります。

その内容は、指定管理者による管理を規定し条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案第 99 号 六の国環境衛生組合理約の一部を変更する規約について
議長（米木正二君） 日程第 8、議案第 99 号六の国環境衛生組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 99 号六の国環境衛生組合理約の一部を変更する規約について説明申し上げます。

本案件並びに議案第 100 号、そして 101 号につきましては、先日、12 月 10 日、関連する事項について全員協議会をお開きをいただいて説明を申し上げたものでありますが、提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

本案件は、加美町、色麻町、岩出山町及び鳴子町で構成する六の国環境衛生組合について、ごみ処理の広域化推進や市町村合併等による構成地方公共団体の枠組みの変化も予想されることから、より広域的な共同処理により効率的・合理的な運営を図るため、平成 17 年 3 月 31 日をもって六の国環境衛生組合を廃止し大崎地域広域行政事務組合と統合するため、六の国環境衛生組合理約に解散に伴う特例措置を加える規約の変更を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 99 号六の国環境衛生組合理約の一部を変更する規約についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 99 号六の国環境衛生組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9 議案第 100 号 六の国環境衛生組合の解散及びそれに伴う財産処分について

議長（米木正二君） 日程第9、議案第100号六の国環境衛生組合の解散及びそれに伴う財産処分についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第100号六の国環境衛生組合の解散及びそれに伴う財産処分について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、加美町、色麻町、岩出山町及び鳴子町で構成する六の国環境衛生組合が、大崎地域全域のリサイクルごみを共同処理する大崎地域広域行政事務組合と統合し、同組合に六の国環境衛生組合が行ってきた事務を引き継ぐことにより、平成17年3月31日をもって六の国環境衛生組合を解散することとそれに伴う財産の処分についてであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号六の国環境衛生組合の解散及びそれに伴う財産処分についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第100号六の国環境衛生組合の解散及びそれに伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第101号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について

議長（米木正二君） 日程第10、議案第101号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第101号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について説明申し上げます。

本案件は、議案第99号及び議案第 100号において承認賜りました六の国環境衛生組合と同様、大崎中央環境組合及び大崎東部環境衛生組合についても、組合を廃止し大崎地域広域行政事務組合に統合することと、古川市、松山町及び涌谷町の火葬場に関する事務についても、統合組合に引き継ぎ組合の共同処理する事務とすることから、組合規約に共同処理事務の追加及び経費の支弁方法を規定するため規約の変更を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 101号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 101号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 1 0 2 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（米木正二君） 日程第11、議案第 102号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 102号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明申し上げます。

本案件は、平成17年3月1日から石巻市、塩竈市、古川市及び石巻地方広域水道企業団が宮城県市町村職員退職手当組合に加入申請を行ったことから、規約の改正を行うため、地方自治

法第 290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。25番新田博志君。

25番（新田博志君） 新聞などの一部報道によりますと、古川市とか、加入のための一時金というんですかね、加入金というんですか、準備できないとかなんとかという報道を見たことがあるんですが、それはどのように解決したのでしょうか。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 新聞報道等でしか存じてないわけではありますが、古川市においては億単位で拠出が何か決定したというふうな報道をされたことが記憶があります。あと、石巻市、塩竈市あるいは石巻地方広域水道企業団についても、それぞれ資金的な手当てはついたのであるということだろうと思います。

議長（米木正二君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 102号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 102号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 12 議案第 103号 町道路線の認定及び廃止について

議長（米木正二君） 日程第12、議案第 103号町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 103号町道路線の認定及び廃止について説明申し上げます。

本案件は、宅地転用などにより生活道として利用が高くなっております農道の現況見直し6路線、整備済み公道3路線、未整備公道1路線、事業計画による認定がえ1路線、改良整備線2路線など13路線の町道認定と、イオン加美ショッピングセンター進出による造成工事に伴う町道廃止1路線について、議会の承認を求めるものであります。

なお、認定路線の延長は2,380メートル、廃止路線は408メートルになります。町道の総延長は656キロメートルとなります。お手元に資料をお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。17番近藤義次君。

17番（近藤義次君） この町道を認定することによって地方交付税が幾らぐらいふえるんですか。この辺についてお尋ねをいたします。

議長（米木正二君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） ちょっと調べまして回答します。

議長（米木正二君） 今か、後で（「いい、後からで」の声あり）それでは、後で調べて答弁をするということであります。

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号町道路線の認定及び廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第103号町道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第104号 平成16年度加美町一般会計補正予算（第6号）

議長（米木正二君） 日程第13、議案第104号平成16年度加美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 104号平成16年度加美町一般会計補正予算（第 6号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 4 億 5,120万 7,000円を追加し、歳入歳出予算額をそれぞれ 149億 3,484万 7,000円とする補正予算と、各種施設の委託業務等23件の債務負担行為の追加、さらに中新田文化会館整備事業など地方債の追加及び変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として公営住宅建設費補助金 6,584万円の増、県支出金として畜産基盤再編総合整備事業費補助金 1,651万 2,000円の増、家畜排せつ物処理施設緊急整備事業費補助金 1,150万円の増、財政調整基金繰入金 1 億円の増、文化振興基金繰入金 2,000万円の減、町債 2 億 5,640万円の増などであります。

歳出につきましては、民生費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金 2,249万 6,000円の増、老人保健特別会計繰出金 1 億 7,000万円の増、農林水産業費では家畜排せつ物処理施設整備事業補助金 1,120万円の増、船形地区畜産基盤再編総合整備事業補助金 1,644万 5,000円の増、土木費では町道改良舗装事業 7,702万 6,000円の減、町営上石住宅建設事業 1 億 5,364万 1,000円の増、消防費では大崎地域広域行政事務組合消防費負担金 1,339万 7,000円の減、教育費では小中学校各種大会出場補助金 302万 4,000円の増、公債費では地方債元利償還金 1 億 8,162万 3,000円の増などのほか、一般職給与等の整理を行い予備費から 643万 1,000円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3 番木村慶喜君。

3 番（木村慶喜君） ページは20ページです。これの28の繰出金でございますけれども、この中で老健と介護とサービスとありますが、議案が 106号と 107号と 108号に関連しておりますけれどもこの予算でお伺いしたいと思います。

私がお伺いしたいのは、介護保険制度がいろいろ現在の中においては充実してきて、やはり老人行政の中になくってはならない大事なことでございます。ですが、過般のNHKのテレビでありました介護保険の中のケアマネジャーのことでちょっと見たものですから、それに関連してお伺いしたいと思います。

加美町でケアマネジャーを一体何人ぐらい選んでいるのか。そういうのが第 1 点でございます。

す。

それから、各施設ありますね、個人で経営している介護保険等の訪問施設ですか。そういうのがありますね。その箇所が何ぼあるものですか。それをちょっと先にお伺いしたいと思えます。福祉課長。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

ケアマネジャーの職員数ですけれども、加美町の保健婦17人おりますけれども、その方々でございます。

それから、民間の施設ですけれども、古川・岩出山管内も合わせてですけれども、14、支援の事業者がおります。

議長（米木正二君） 3番。

3番（木村慶喜君） そこで、ケアマネジャーが17人の数がいた場合に、要するにそのケアマネジャーによって入所・退所等々が決定されるものだと私は思っております。そこで、そのケアマネジャーの、何ていうんですかね、能力といえは大変語弊ありますけれども、その能力を發揮した中で、1号から5号までの対象人員、該当者、その者における内容ですか、それがたまたままちまちに計算される場合もあるということが第1点でございます。

その場合に、審議会でその決定はされるでしょうけれども、ケアマネジャーの要するに勉強等の不足かどうか分かりませんが、一遍入所させて、そしてまた頼んだ場合に、その者が介護を要しなくなってもそのままずっと1なら1、2なら2の該当するのに長く置くということがあるようでございます。その場合に、個人で経営する会社と申しますかその施設は、やはり業績というものがあつたものですから、いつまでも、ちょっと手を加えれば1号に下げられる場合の方もいつまでも2号でおいでいるということ。そうしますと、事業費の成果に響くわけですね。それなどがそのケアマネジャーによって各町村の、要するに介護保険料等々の支払いが過分に支出されるということが報道されていたようですが、しからは我が町の姿に返つた場合にどうなつていようだろうというものは、やはりそのケアマネジャーは、何試験だか分かりませんが、宮城県の試験を受けてその資格をもらったかどうか分かりません。ですけれども、やはり考え方によってはそういうことも我が加美町でもあるのではなかつたかなというふう感じたわけですね。

ということは、施設に入つても、その施設ではいつまでも今言つたようにつかんでいようものですから、3号の該当をして町からその介護保険料を支払うと。それなどがたまたまいった場

合に何か余分な支出になってくるんじゃないか。それをチェックするのが、福祉課でやるのかそれともケアマネジャーがチェックするのか。そうすると、ケアマネジャー17人全員が常に会合を持っているいろいろ相談し、そしてまた現況を把握し、そうしていかなければその介護保険料というのがむだな支出になる場合もあるということがあるわけですね。その辺について課長の考えちょっとお伺いしておきます。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

その本人、例えば介護1になった人が、ちょっとあれなんですけれども、死亡するまで介護1ではありませんで、ちゃんと期限がありますのでその時点でまた認定の審査がえをします。ですから、そのまま1の人は永久に1であるということもありませんし、きちんと、何ていうんですか、その判定も毎月2回やっておりますので、その心配はないと思っております。

議長（米木正二君） 3番。

3番（木村慶喜君） それならいいですけれども、やはり施設に来て、ケアマネジャーの事件の把握がおろそかになったためにそういった無意味な、1号だか2号だか3号だかにいつまでも置いてそのままにされているということがあることをNHKの番組を見ながら見たわけなんですけれども、我が町にそういうことがないとなれば大変結構なことです。我々は年間大枚を払っているわけですから、そういった我々の血税がむだにならないようにその辺ははっきりしてもらいたいと思いますし、またケアマネジャーの研修を再三再四やっているんだかどうか、それちょっとお伺いします。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

ケアマネジャーの研修もありますけれども、審査会の委員の先生方も研修はしております。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。29番三嶋 等君。

29番（三嶋 等君） 29ページ、目の3の区分の15、土木費。道路改良舗装工事請負費が7,700万円が減額、そして土木の住宅費で1億4,700万円がなっているやりくり、ちょっと腑に落ちないわけでございます。この予算は道路改良費として大金をとったわけですよ。どういふわけでこれを減額して、住宅費で、この土木費で回したやに考えられるわけですから、詳細に説明を求めます。

議長（米木正二君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 答弁します。